

会費規則

第1条（目的）

本規則は、日本コーチ協会福岡支部会員の入会金と会費、及び会員と非会員の勉強会参加費等について定めるものである。

第2条（入会金および年会費金額およびその支払時期）

日本コーチ協会福岡支部会員になるための入会金、および会費は次の通りである。

1. 入会金は不要とする
2. 年会費を3千円とする。支払いは新しい年度となる毎年10月以降とする。但し、該当期の6か月経過後(4月以降)に支払う会員については、半額の1,500円とする。また一旦受領した年会費は、いかなる理由があっても返却しないものとする。

第3条（勉強会参加費）

会員および非会員のために日本コーチ協会福岡支部が開催する勉強会の参加費は、次の通りとする。

1. 通常の定例勉強会については、開催する勉強会ごとに会員は1千円、非会員は3千円とする。
2. 但し、スペシャル勉強会については基本的に会員3千円、非会員5千円とするが、勉強会の内容によっては理事会で検討して別途決定する。

第4条（本規則の改正）

本規則の改正については、総会の議決によるものとする。

付則

- 1 この規則は、平成21年11月29日から施行する。
- 2 この規則は、平成28年10月16日の通常総会で、改定されている。